

(件 名) 県道西之表南種子線の整備促進に関する陳情書

(陳情の要旨)

本路線は、西之表市街地から南種子町島間地区に至る総延長約84キロメートル余りの主要地方道で、種子島島民にとっては一市二町を結ぶ重要幹線道路として、生活路線はもとより地域における産業振興や観光振興の発展に大きな役割を果たす重要な路線である。

中種子町内における未整備地区は、増田地区(犬城～戸畑間・郡原～大平間)・坂井熊野地区(今熊野～塩屋間)となっている。車道幅員の不足や屈曲など路線の未整備区間があり、見通しが悪い等交通安全のうえからも、大変危険な状況にあり主要地方道としての機能が阻害されることも度々である。また、この区間は、校区等の地域間を結ぶ重要路線として、なお、通勤・通学路はもとより、本町の基幹産業であるサトウキビの搬入路として、大型車両の通行量が多く産業道路としても大変支障を来している現状である。また、犬城地区などの景勝地も多く観光振興の面からも重要な路線である。

産業振興や観光振興を図る上からも早急な整備促進が強く望まれており、生活路線としての利便性の向上や安全性の確保のため道路整備を求める声は切実なものがある。

最近の道路整備を取り巻く情勢は、非常に厳しいものがあるが、早急な整備を強く要望する。

(件 名) 島間港の整備促進に関する陳情書

(陳情の要旨)

鹿児島県管理港である島間港は、南種子町のみならず種子島の南の玄関口であり、燃料やガスなどをはじめ生活物資の搬入や分密糖の搬出など産業の振興・発展にも大きく寄与している。

また、本町は宇宙センター・門倉岬・千座の岩屋など数多くの観光資源を有している。種子島は、南北60kmの細長い島であることから、島内観光の移動効果をはかるため、そして、住民の利便性を損なっている時間的・経済的な負担解消のために、過去に高速船の島間寄港が始まった経緯があり、種子島・屋久島を結ぶ観光ツアーも増加傾向にあった。しかしながら、島間港は高速船寄港に必要な防波堤並びに浮き桟橋等安全な発着に必要な整備が進まないことから、現在高速船寄航は中止されている。

島間港は、種子島南部の物流の拠点港としてその重要性はますます高まっている。今後、ロケットの打ち上げ回数が増も見込まれ、それに伴いロケット本体や衛星等の搬入港として、物資の取扱量の増加が見込まれる。また、高速船の早期寄港実現について、町民からの強い要請がなされている。

現在、港内の静穏度向上のための防波堤(西)の整備が進められているが、当初計画どおりの予算がつかず、平成25年度完成見込みであったが、現状では完成まであと4年程度かかると予想されている。

島間港は、本町の産業や観光の振興・発展そして、宇宙開発の進展に欠かすことのできない重要な港であり、防波堤(西)延長160mの早期完成と更なる整備促進を強く要望する。

(件 名) 屋久島空港の滑走路延伸の早期実現に関する陳情書

(陳情の要旨)

屋久島空港は屋久島観光における玄関口であり、平成5年12月の世界自然遺産登録以来屋久島への入込客は、急激に増加し、平成19年度には40万人を突破しました。その後、経済危機や長引く景気低迷などの影響により観光客の減少が見られましたが、平成21年9月には屋久島－大阪伊丹線の直行便が、平成23年3月には屋久島－福岡間の直行便が開設され、屋久島へは西日本の各地から直接来島できるようになりました。また、羽田空港との直行便開設の要望もあがっており、本町の振興発展にあたって、屋久島空港の役割はますます重要なものとなっております。

ご承知のとおり、屋久島空港は、昭和38年7月に滑走路延長1,100mで供用を開始して以来、現在の滑走路は1,500mでプロペラ機しか離着陸できません。本年度鹿児島県においてジェット機就航に必要とされる滑走路延伸の地形的な調査・検討を行うための調査費(700万円)を計上して調査を実施していただいております。今回の地形調査結果を基に、滑走路長2,000mで計画案を作成し、国と相談しながら滑走路延長の可能性について検討していくとのことであり、大変感謝いたしております。

滑走路長2,000mの早期完成さらに羽田空港との直行便開設は、本町の観光振興に欠くことのできない重要な課題であり、屋久島島民の熱望するところであります。

つきましては、このような事情をご理解いただき、鹿児島県並びに鹿児島県議会におかれましても屋久島空港の滑走路延伸の早期実現につきまして格段のご配慮を賜りたく要望いたします。

(件 名) 奄美市名瀬長浜港における港内静穏化に関する陳情について

(陳情の要旨)

平成12年、陳情提出3団体は、奄美市が進める「名瀬港本港地区(商港区)埋立事業」に伴い、名瀬港旧港区から現在の長浜地区小型船舶溜まり(以下、「長浜港」)に移転いたしました。

長浜港は、名瀬港の出入り口にあたる同湾の北西側に位置しており、頻繁に定期客船(約2,500トンから8,000トン超)や貨物船、さらには最大7万トンクラスの大型客船が往来する通過地点となっています。

長浜港は、東及び南東方向からの強風時に発生する波浪の影響を強く受けている地形にあります。具体的には、既設の堤防内に直接侵入する波と沖防波堤に衝突して再び港内に侵入する波とが、相互に影響しあい複雑な波が発生しております。

長浜港内では、かつて名瀬旧港区に船舶を接岸していた時と違い、上記による影響もしくは原因とみられる事象が多数発生しております。

(1) 人の乗降や荷物の積み下ろし作業の際、係留船が左右上下に複雑な動きをするため、大変危険であり、過去に落水事故が発生しています。

(2) 係留船舶が岸壁などに衝突し、船体に亀裂や破損が発生しています。

(3) 係留船同士の衝突による船体の損傷や係留ロープなどの損傷や破断が発生しています。

(4) 満潮時や大潮の時期には、上記各項の事象はさらに顕著なものがあります。

また、同地区は奄美市が作成した「奄美市ハザードマップ(津波編)」によると「津波遡上想定範囲」となっており、想定されるマグニチュード8.0の巨大地震が発生した際、津波到達予測は地震発生後10分から20分後と想定されております。

港内静穏化を実施することにより、長浜港内に侵入する波浪や船舶の引波を軽減し、港湾内の安全が保たれ、重大事故を未然に防ぐことが可能となります。つまり、住民の利用者の生命や財産などが、安全・安心に保持されます。

また、地震などによる津波発生時には、津波遡上のスピード軽減と遡上到達時間の遅延が期待でき、住民などの高台や高所へ避難の可能性を上げることになります。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情いたします。

記

- 1 長浜港周辺に設置されている堤防の延長

(件名) 鼓川崖崩落法面箇所恒久的対策工事に関する陳情書(1項)

(請願の要旨)

平成27年9月14日の鼓川町公民館真上の崖法面の崩落事故以後、迅速な応急工事が行われ、又県議会では私どもの「恒久的工事に関する請願書」についても、採択いただきました。その後も恒久的工事の「代執行」手続きも決定していただき、避難勧告を受けた「被害者」はもちろん町民一同、一定の方向性のもと、新しい年を迎えることができました。この間の多くのご配慮を深く感じているところです。

現在、地質調査等も行われ工事計画も、予算と合わせながら検討が進んでいると思います。その進行に合わせて、県に対応を求める下記の要望項目について、県議会としてもご尽力をいただきますよう陳情いたします。

記

1 私どもは、「恒久的工事」の早期着工を願いながらも、危惧してことがあります。現在、工事施工者、その関係者が県の地質調査と並行し、「原因調査」と称し、地質調査を計画しています。また県による「代執行」の債権逃れと思われる、行為すなわち、崩落現場の土地を施工者本人と関係者を代表社員とする「合名会社」を設立し名義変更しています。昨年の、万一の崩落に対しての防護策も何らとらないまま、大雨もはさみ、あの無法、不法、乱暴、ずさんな工事のやり方を悪夢のように思い出しながら、恒久的工事終了後、無法な工事関係者たちが「土地所有者」としての権利を再度行使することを危惧しています。それを防ぐために必要な万全の対策を講じていただくことを要望します。

2 今回の「崩落事故」の原因は簡単には解明できないかもしれませんが、「行為許可」には含まれていない工作物(崖上につくられていたコンクリート製のテラス等)や「建築確認」もおりていない建物がつくられ、増築されている疑いもあります。それらは公道(里道)上にも存在し、一部は崩落しました。また「待ち受け擁壁」の毀損等も原因の一つになっているのでは、と思っています。もちろん県の「行為許可」条件や都度の指導に従わず、常識でも考えられない乱暴な工事が主な原因だと考えます。早急に原因を解明し、「原因」を取り除いた工事を希望します。そのために結果を開示していただくこと、できればその「中間報告」でも開示いただくことを要望いたします。

3 恒久的工事は、地域住民が安全、安心に日常生活がおくれることが最大の願いです。また今回の事故で「資産価値」も低下していることも事実です。貴重な県民の財産が使われることも承知していますが、その価値も戻ることも願っています。鼓川町は、戦前からの古い町ですが、残念ながら「公園」がありません。できれば、工事の終わった崖下には、桜の木などが植栽され、隣接する鼓川町公民館と一体になった「憩いの場」の希望も地域住民から寄せられています。今の進行状況はよくわかりませんが、事故を起こした関係者が結果として『得をした』状況にならないように、地域住民の声を聴く機会を計画、着工前に設けていただくことを要望いたします。

(件名) さとうきび産業の製糖時期における、運送業への支援について

(陳情の要旨)

奄美群島において、さとうきびは基幹作物として永年にわたり、農家や製糖工場、そして関連する産業に大きく寄与し、地域経済を支えてきた。しかし、近年相次ぐ大型台風の襲撃や春先の低温、病害虫の被害拡大等で、ここ数年間不作の年が続いている。その様な中、さとうきびへの支援については、国のさとうきび増産基金事業（さとうきび等安定生産体制緊急確率事業）等の支援があるが、運送業には何の支援も無く、厳しい経営を強いられている。燃料代や人件費の高騰、トラックの維持管理など多額のコストを計上しているのである。運送業は、さとうきび産業を根っこから支え、なくてはならない存在であり、維持発展させていくには、必要不可欠な関連産業である。この様な事から、運送業の必要性を充分に理解していただき、「さとうきび産業の製糖時期における、運送業への支援」について強く要望する。尚、奄美群島内の運送業の署名・捺印を添付する。

記

- 1、燃料の免税軽油相当の支援
- 2、コスト軽減等への支援

署名 29社

(署名簿一省略)

(件名) 沖縄県議会の〈米軍北部訓練場ヘリパッド建設に関する意見書〉を支持する意見書提出に関する陳情

(陳情の要旨)

議長並びに議員各位の社会への日ごろのご献身に感謝申し上げます。

さて、沖縄県では、2010年1月の名護市長選、同じく2014年1月の名護市長選、同9月の東村議長選、同11月の沖縄県知事選、同12月の衆議院議員選、2016年6月沖縄県議選、同7月の参議院議員選において、辺野古新基地建設反対、米軍基地の県内たらいまわし反対を公約に掲げる候補が大勝しております。この事実が明確に示す通り、「これ以上米軍基地はいらない」という沖縄県の民意は揺るぎないものです。この民主主義の大きな根幹をなす結果を尊重するのは当然のことです。この尊重なしに民主主義国家は成り立ちません。

しかしながら、現在、国が沖縄県東村高江でしていることは、以下の通りです。

1. オスプレイパッド建設ということ当初から隠し続けて、建設直前に米軍のオスプレイ配備を黙認した。高江住民には何の説明もない。当初の計画と違うので当然すべきアセスのやり直しもない。環境の保全対策もない。
2. 警察法、自衛隊法に反し県外からも多くの機動隊や自衛艦・自衛隊ヘリを動員し、環境と暮らしを守る人たちを暴力的・強制的に排除したり、自由人に当然付与されている通行の自由を妨げたりという民主主義国家、法治国家にあるまじきことを強行している。この事例はネットでも多く見ることができる。

ご存知のように沖縄県は、本土防衛の捨て石として過酷な地上戦を経験させられました。戦後も日米両政府の思惑により27年間米軍の圧政の下におかれしました。県民の懸命な努力により1972年平和国憲法下の祖国に復帰した後も、縮小されるはずの米軍基地は50%から75%に増え、今日でも日本国土の0.6%にすぎない沖縄県内に74%も存在しています。故に、米軍基地由来の強姦、墜落事故、犯罪が絶えません。今年2016年4月28日の米軍属による20歳の女性の強姦、殺人、死体遺棄事件は1995年の3人の米兵による少女暴行事件と並ぶおぞましい事件として永久に県民の記憶に残るでしょう。しかも、それは特筆されるものですらなく、表に出ない事件が多々あるということも知っててください。

安保条約で国民等しく負担すべき米軍被害を、基地が密集するが故に他県の何百倍も負っている沖縄県が、「これ以上の基地負担はごめんだ、かけがえのない自然を壊して子々孫々に残すことはできない」というのは当然のことです。

沖縄の民意を土足で踏みつけるような政府の姿勢は、広く民主主義の破壊に関わるものであり、また2000年発効の「地方分権推進法」の趣旨にも添わないものです。これを黙認することは近代国家の根幹である民主主義と法治主義、地方自治の尊重・保障を揺るがすものだと考えます。

以上の趣旨に基づき、下記の事項を陳情します。

記

沖縄県議会の意見書を支持し、政府に対して意見書を尊重するように貴議会より提言していただくこと。

(件名) 南スーダンへのPKO自衛隊派遣中止と駆けつけ警護任務付与の閣議決定撤回の意見書採択についての陳情

(陳情の要旨)

安倍内閣は11月15日、南スーダンのPKO(国連平和維持活動)に派遣する自衛隊部隊に対し、「駆けつけ警護」や「宿営地共同防護」の新任務を付与することを閣議決定しました。

この新任務の内容は、自衛隊が交戦主体となり、殺し殺される可能性が格段に高まるものであり、武力行使はしないという日本国憲法第9条に違反するものです。

また、南スーダンは内戦状態で、今年7月には首都ジュバでも武力衝突により多数の死者を出しており、「安定している」状態とは程遠い状況がある。国連事務総長も混乱と危険性を表明しています。すでに、派遣条件であるPKO参加5原則の「停戦合意」は崩れており、自衛隊は直ちに撤退すべき事態です。

全国どこでも、「子どもや孫を戦場に行かせたくない」、「自衛隊を南スーダンに派遣するのをやめてほしい」という声や運動が広がっています。

つきましては、貴議会として、関係する国の機関に対し、南スーダンへのPKO自衛隊派遣中止と駆けつけ警護任務付与の閣議決定撤回を求める意見書を国へ提出されるよう陳情します。

(件名) 温泉法による掘削規制ではなく、地熱発電に即した規制法の制定を国に求める意見書採択を求める陳情

(陳情の要旨)

地熱開発について温泉法による掘削規制が行われています。しかし、多くの問題点があり、地熱発電の特性に即した規制法を制定する必要があります。

1. 現状では、土地所有者の私権に基づく地熱資源の独占権の解釈があいまいであること。地下の熱水系には広がりがあり、同一の熱水系が異なった所有者の土地の地下に広がっていることがあるため、距離規制がされているが、この距離規制の法的根拠があいまいであること。地下に大規模な熱水系があり、その土地の大部分の所有者が開発を計画しても、先行事業者がいるために開発が出来ないなどの問題発生があり得ること。
2. 法的規制があいまいであるのは、地下の地熱資源の状況を科学的に把握することが困難であるためだが、資源量調査技術は日々進歩していて、そういった技術的進歩が温泉法には反映されていないこと。環境省はガイドラインを制定しているが、都道府県による自治事務に反映されていない。次に引用するように、ガイドラインには「温泉地におけるモニタリングは平時から行い、モニタリング結果の整理と各種調査情報の共有化と公開に努めるべきである」とあるが、鹿児島県に於いても実施されていない。

温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)

2. 情報の共有・公開

モニタリング結果および各種調査情報は、温泉事業者、地熱発電事業者等にとって、資源を適正に維持・管理することを可能とする上で不可欠な情報となる。温泉地におけるモニタリングは平時から行い、モニタリング結果の整理と各種調査情報の共有化と公開に努めるべきである。また、必要に応じて、信頼性向上のため、第三者機関等による検証を行うことも考えられる。

こうした情報の共有等を行うために地熱発電事業者、温泉事業者及び関係する市町村等の第三者を加えた場（以下、本ガイドラインでは「協議会等」という。）を設置し、定期的を開催することが考えられる。

3. 温泉法に於いて掘削許可の権限は都道府県にあるが、市町村に於いて温泉条例制定の動きがあり、都道府県と市町村との二重規制状態であること。判断基準があいまいで、利害関係者の対立があった場合、その解決が困難になること。例えば、指宿市が「地熱の恵み活用プロジェクト」を実施しようとしているが、温泉関係者から反対の声が上がっている。掘削許可の同意権限は指宿市にあり、事業主体も指宿市だが、温泉法による掘削許可の権限は鹿児島県にある。問題解決の場が、市町村レベルか都道府県レベルか、ハッキリしない。

4. 日本ではほとんど報道がないが、既にアイスランドではマグマ発電の実証実験が行われていて、今後、地熱発電によって得られる経済的利益が急激に大きくなる可能性があるが、そういった場合に起こる利害関係者の対立に現状の温泉法による規制は対処できないこと。特に、自然災害が発生した場合における責任の所在があいまいであること。

5. 将来、日銀に対する国際的な信認が低下し、円安に大きく振れることが明らか。輸入依存度ほぼ100%の化石燃料などが急激に値上がりし、国内物価も相当にあがる。その時、現状の様な国債、県債などの発行が不可能になり、行政だけでなく、市民生活も一気に行き詰ることが予想される。その前に地熱開発を急ぐ必要があり、マグマ発電などを視野に入れた法規制が必要。

以上の趣旨により、次のことを陳情します。

記

マグマ発電を視野に入れた、新たな規制法を国に於いて制定することを求める意見書を採用すること。